

# 一般廃棄物処理基本計画 施策の骨子

## 1. ごみ処理基本計画

### 1) 目標達成のための基本方針

減量・資源化目標等を達成するために次の基本方針を提案します。また、今回策定する一般廃棄物処理基本計画（以下、本計画という。）は前回計画（令和3年3月策定）を踏襲したものとします。

|       | 前回計画         | 提案               |
|-------|--------------|------------------|
| 基本方針1 | ごみの減量と資源化の推進 | →ごみの減量と分別・資源化の推進 |
| 基本方針2 | ごみ処理制度の充実・整備 | →継続              |
| 基本方針3 | 継続した適正処理の確保  | →継続              |
| 基本方針4 | 環境美化対策の推進    | →継続              |

### 2) 実現に向けた施策体系

施策体系（案）は以下の通りです。4つの基本方針のもと各種施策を推進します。

|       |                 |                         |
|-------|-----------------|-------------------------|
| 基本方針1 | ごみの減量と分別・資源化の推進 |                         |
|       | 1               | リデュースの促進                |
|       | 2               | リユースの促進                 |
|       | 3               | リサイクルの促進                |
|       | ※               | 市民、事業者、行政のそれぞれの役割を示します。 |
| 基本方針2 | ごみ処理制度の充実・整備    |                         |
|       | 1               | ごみの出し方と収集運搬             |
|       | 2               | 高齢者・障がい者世帯などへの対策        |
|       | 3               | 事業系ごみの処分                |
| 基本方針3 | 継続した適正処理の確保     |                         |
|       | 1               | 中間処理施設の効率的な運営           |
|       | 2               | 最終処分場の適正な運営             |
|       | 3               | 広域処理の推進                 |
|       | 4               | 緊急時の相互協力                |
| 基本方針4 | 環境美化対策の推進       |                         |
|       | 1               | 不法投棄防止対策の強化             |
|       | 2               | 市民協働推進と市民ボランティア活動の支援    |

### 3) 施策推進のための取組（案）

施策推進のため、重点的に取り組む項目を以下のとおりとします。

表 1-1 施策推進のための取組（案）

| 取組項目           | 具体的な取組例   |
|----------------|---|
| 食品ロス対策         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭での食品ロス対策</li> <li>・ フードバンク、フードドライブ、フードパントリーの活用</li> <li>・ 3010 運動（2020 運動、1515 運動など含む）の推進</li> <li>・ てまえどり</li> <li>・ 事業者における食品ロス対策への協力</li> </ul> |
| 生ごみ堆肥化、減量化促進   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堆肥化容器購入費補助、利用促進</li> <li>・ 堆肥化設備のリース制度の検討</li> <li>・ 堆肥の還元場所の確保、設定</li> <li>・ 水切り、乾燥</li> </ul>  |
| プラスチックごみ対策     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ レジ袋削減</li> <li>・ マイバッグの励行</li> <li>・ 事業系プラスチックごみの削減</li> <li>・ 製品プラスチックリサイクルの検討</li> </ul>   |
| 再生、再利用         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リユースショップ、リサイクルショップの活用</li> <li>・ ネットオークションの活用</li> <li>・ 個人間の不用品取引（ネット、場の創造）</li> <li>・ レンタル、シェアリングの普及</li> </ul>                                    |
| 紙類             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紙資源分別の徹底</li> <li>・ 事業系紙類の削減</li> </ul>  |
| 処理手数料の改定       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの減量化、資源化の効果を踏まえた手数料に関する検討</li> </ul>   |
| 集団回収の活性化       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団回収への参加者増加</li> <li>・ 団体の育成</li> </ul>  |
| 店頭回収           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店頭回収への協力店舗の増加</li> </ul>   |
| 資源化対象品目の増加     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プラスチック製品、生ごみ、紙おむつ、木質系バイオマス</li> </ul>  |
| 収集方法の見直し       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出場所、収集頻度等について検討</li> </ul>  |
| 分別ルールへの遵守      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別排出の徹底</li> <li>・ ごみ分別アプリの導入</li> </ul>   |
| 人口減少、高齢化、外国人対策 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別排出のあり方の検討（ごみ出し方法、分別区分等）</li> <li>・ 処理施設におけるごみ処理の高度化、効率化（収集方法、選別処理方法等）</li> <li>・ 支援のあり方の検討</li> </ul>  |
| 市民団体との連携       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3Rに関する啓発活動の連携</li> </ul>   |

| 取組項目           | 具体的な取組例  |
|----------------|--|
| 環境学習の推進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校との連携</li> <li>・ 処理施設における啓発</li> <li>・ 出前講座の実施</li> <li>・ HP コンテンツの充実</li> </ul>                                   |
| 事業系ごみの分別、資源化   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所への指導</li> <li>・ 多量排出事業者への計画作成、計画履行の促進</li> <li>・ 多量排出事業者の要件の再検討</li> </ul>                                       |
| 情報発信の推進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種メディアを活用</li> <li>・ 啓発ポスターの掲示</li> <li>・ 処理施設を活用した啓発</li> <li>・ イベントの開催</li> <li>・ 地域のコミュニティ、ボランティアとの連携</li> </ul> |
| ごみ処理の効率化       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理施設の集約化</li> <li>・ 新ごみ処理施設の整備推進</li> <li>・ ICT、IoT、AI の活用</li> </ul>   |
| 処分量の削減、処分場の延命化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分量を削減し最終処分場の延命化を図る</li> <li>・ 焼却残渣、不燃残渣の資源化の推進</li> </ul>  |
| ごみ処理広域化        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県のごみ処理広域化計画を踏まえ広域的な連携を推進</li> <li>・ 災害時の相互支援も視野に入れ連携強化</li> </ul>   |
| 海岸漂着ごみ対策       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸漂着ごみ対策の検討</li> </ul>  |

#### 4) 施策を決定するうえで留意すべき事項

##### ① プラスチック資源の分別収集及び再商品化について

プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律に基づいて、循環型社会形成推進地域計画(以下、地域計画という。)にプラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化について記載する必要があります。玄界環境組合で新施設を整備するにあたって、第2期地域計画の末日から1年以内である令和17年度までに実施することが求められています。そのため、宗像市においても本計画内でその方針を定め、計画期間中に体制の整備を進めていかななくてはなりません。

**表 1-2 プラスチック循環利用促進のためのそれぞれの役割**

|     |   |  |
|-----|---|--|
| 事業者 | 1 | プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計すること  |
|     | 2 | プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、当該取組を行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること |
|     | 3 | 自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して実施すること                                       |
|     | 4 | 排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進することに努めること                             |
| 消費者 | 1 | プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること                                    |
|     | 2 | プラスチック使用製品廃棄物を市町村及び事業者双方の回収ルートに適した分別をして排出すること                                  |
|     | 3 | 認定プラスチック使用製品を使用することに努めること  |
| 市町村 | 1 | 家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めること |

※プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針より抜粋

**表 1-3 プラスチック資源の分別収集及び再商品化の実施方法**

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 再商品化計画を策定する方法           | 再商品化事業者を選定し、再商品化計画を策定する。市でプラスチック使用製品廃棄物の分別収集を行って、選別・圧縮等を含んだ再商品化に係る作業を再商品化事業者が実施する。 |
| 容器包装リサイクル法に基づいて再商品化する方法 | プラスチック容器包装廃棄物と同様に、プラスチック使用製品廃棄物を分別収集し、リサイクルセンター等で選別・圧縮梱包後に指定法人に引き渡す。               |

○「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」より抜粋

プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条第2項第1号に規定するプラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の両方(以下、「プラスチック資源」という。)の分別収集と再商品化について記載する。

○「循環交付金等におけるプラスチック資源の分別収集・再商品化の要件化に係るQ & A」より抜粋

法施行後に地域計画を提出し、第1期の地域計画でプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化を実施するための施設整備に関する計画支援事業(エネルギー回収型廃棄物処理施設)、第2期の地域計画でエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業(ごみ焼却施設)を行う場合、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化をしなければならない期限は第1期の地域計画の末日から1年以内までと第2期の地域計画の末日から1年以内までのどちらになるか。

ご質問のケースのように、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化を実施するための施設整備事業であって法施行後に提出された地域計画に基づく事業が複数の地域計画にまたがる場合は、その施設を竣工する年度が含まれている地域計画の末日から1年以内までにプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化をしなければならない。よって、ご質問のケースでは、第2期の地域計画の末日から1年以内までにプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化をしなければならない。ただし、仮にご質問の事業とは別の事業を第2期の地域計画で施設整備に関する計画支援事業(エネルギー回収型廃棄物処理施設)として行い、第3期の地域計画でエネルギー回収型廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)として行う場合は、施設整備に関する計画支援事業の途中であってもプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化をしなければならないことになるので、その点には留意すること。

② 高齢者のごみ出し支援制度導入の手引きについて

高齢者のごみ出し支援制度導入の手引きでは、高齢者のごみ出し支援を行おうとする地方公共団体が、どのようなことに留意して制度設計を行い、持続的に運用していくべきかを示しています。また、既に高齢者のごみ出し支援を行っている地方公共団体においても、課題の改善や事業の見直しにつなげることを目的としています。

表 1-4 手引きをもとにした検討すべき施策

|            |   |
|------------|---|
| 直接支援型（直営）  | 地方公共団体が運営主体となり、地方公共団体職員が、利用者宅の玄関先等から家庭ごみを戸別収集するタイプである。支援の範囲は、主に利用者宅の玄関前から清掃センターまでの運搬を行う。  |
| 直接支援型（委託）  | 地方公共団体から委託された事業者が、利用者宅の玄関先等から家庭ごみを戸別収集するタイプである。支援の範囲は、直営型と同様に、利用者の玄関前から清掃センターまでの運搬を行う。  |
| コミュニティ支援型  | 地方公共団体が、ごみ出し支援活動を行う自治会やNPO等の地域の支援団体に対して補助金等で支援する仕組みである。コミュニティ支援型では、登録された支援団体内で協力員を募り、それぞれの地域の利用者のごみ出しを行う。                                 |
| 福祉サービスの一環型 | 地方公共団体の福祉部局が、福祉サービスの一環として、高齢者世帯のごみ出し支援を行う仕組みである。地域の住民同士が助け合うボランティア精神が基本となり、市民をはじめ多くの主体が意欲や能力を発揮し、支え合い活動等が創出され高齢者のごみ出し支援の推進につながることを期待されている |

※高齢者のごみ出し支援制度導入の手引きより抜粋

## 2. 生活排水処理基本計画

施策推進のため、重点的に取り組む項目を以下のとおりとします。

表 2-1 施策推進のための取組（案）

| 取組項目        | 具体的な取組例  |
|-------------|--|
| 下水道の整備      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道の整備促進</li> <li>・ 下水槽の利用促進（啓発）</li> </ul>   |
| 漁業集落排水施設の利用 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業集落排水施設の利用促進（接続促進）</li> <li>・ 漁業集落排水施設の延命化</li> </ul>                                |
| 合併処理浄化槽の整備  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道及び漁業集落排水施設の処理区域外においては、合併処理浄化槽の設置を推進</li> <li>・ し尿汲み取り便槽、単独処理水浄化槽からの切替促進</li> </ul> |

また、本市の下水道ビジョンに示された基本構想を以下に示します。これらの関連計画と整合を図った施策を実施します。

表 2-2 下水道ビジョンで示された方向性

| 施策             | 内容  |
|----------------|---|
| 下水道施設の効率的な改築更新 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設が老朽化しているため、宗像終末処理場と地島地区漁業集落排水処理施設に対策を図る。</li> <li>・ 下水道施設全体の改築更新等による支出額を平準化するため、ストックマネジメント計画に基づき、中長期的な視点で下水道施設の改築更新を効率的且つ計画的に進める。</li> </ul> |
| 広域化・共同化の促進     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業集落排水処理施設事業の一つである岬地区について、事業の効率化を図るため、公共下水道への事業統合を行う。</li> <li>・ また、自治体間の連携にあたり、「広域化・共同化」に関わる国の制度を活用して、より一層の事業効率化を図る。</li> </ul>               |
| 下水道事業の安定運営     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理場等の改築更新に多額の費用がかかることや、人口減少等による使用料収入の減少が見込まれるため、経営戦略に基づき事業の安定的な運営を図る。</li> </ul>   |